

# 福井河川国道事務所

## 資料配付

解禁日時

平成29年6月13日

14時00分

件名

### 【無償配布】堤防の刈草ロール、差し上げます ～期間限定 堤防の刈草を資源として使って下さい～

概要

九頭竜川で発生した堤防の刈草を、無償配布します。  
申込み方法等は以下のとおり。

■ 申込・期限

6月20日(火)～6月30日(金)まで

■ 配布期間

平成29年7月18日(火)～7月28日(金)までの平日 9時～16時  
(配布日時は申込者と打合せの上、九頭竜川出張所で決定します)

■ 配布場所

坂井市三国町川崎地先(新保橋)～坂井市春江町布施田新地先及び福井市二日市町地先～福井市山室地先、福井市高屋町地先(高屋橋)の九頭竜川河川敷(右岸)

坂井市三国町横越地先～福井市小尉町地先(布施田橋)及び福井市岸水町地先(天菅生橋)～福井市南檜原町地先の九頭竜川河川敷(左岸)

■ 申込先

6月20日(火)～6月30日(金)までの平日(月～金)に、福井河川国道事務所九頭竜川出張所までFAXまたは持参で申し込み下さい。

電話 0776-22-2578

FAX 0776-22-6801

取扱い

同時配布

福井県政記者クラブ

〈問い合わせ先〉

近畿地方整備局福井河川国道事務所  
電話:0776-35-2661(業務時間中)

副所長(河川) 田村 友秀(内線204)

総括保全対策官 渡邊 俊夫(内線308)

## 【お知らせ】

### 【無償配布】堤防の刈草ロール、さしあげます ～期間限定 堤防の刈草を資源として使って下さい～

国土交通省福井河川国道事務所では、出水期の前後の春と秋に、堤防に生えている草を刈りとり、堤防に亀裂や陥没等の有無の点検を実施しています。

刈り取りした草は、通常は野焼きや運搬し処分を行っていましたが、家畜の飼料・堆肥等にさせていただくことで、資源の有効活用やCO<sub>2</sub>削減の観点から、引き続き試行的に希望者を募り無償で配布します。

このエコな刈草をご希望の方は、申込書に必要事項を記入の上、下記の要領でお申し込みください。

#### 【配布する刈草について】

今回無償配布を行う刈草は、ロール状態のものに換算して約1,200個と想定しています。

なお、自分でロール用機械を持ち込んで、ロールにして持って帰ってもかまいません。ただし、堤防を痛めないよう十分に注意して下さい。

#### 【提供にあたっての注意点】（必ずご確認ください）

1. 刈草の配布は、以下の条件を守っていただきます。
  - ①提供は先着順とし、申込者全ての皆様にご希望の受け取り量をお渡しすることが出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。（予定数量がなくなり次第終了します。）
  - ②受渡は再利用による有効活用を目的としており、営利目的の転売は禁止します。
  - ③刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮してください。
  - ④提供後の返却には応じることが出来ません。持ち帰った刈草は不法投棄せず、責任を持って処理して下さい。
  - ⑤積込・運搬時の事故等については、国土交通省は一切責任を持ちません。特にバラでの運搬時に道路上に刈草が落ちないように細心の注意を払うとともに、万が一道路上に落とした場合は、申込者が責任を持って処理して下さい。
  - ⑥その他案内に書いてある事項の他、出張所の担当者の指示に従っていただきます。
2. 草の種類は雑多であり、特定の種類のみではありません。また除草前には、「散在塵埃処理（ゴミ拾い）」を実施しますが、取り切れないゴミが混入する場合があります。そのため、牛等の飼料にするには不適の種類が混じっている可能性もあることはご承知おき下さい。

### 【申込方法】

・平成29年6月20日（火）～6月30日（金）16時まで**に別紙-1**の申込用紙に必要事項を記入の上、九頭竜川出張所に直接持参するか、FAXでお申込下さい。

・折り返し当方から受渡に関する打ち合わせの連絡を入れさせていただきます。

・申込用紙は、インターネット（<http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/>の「新着情報」からダウンロードされるか、または、九頭竜川出張所まで取りに来て下さい。

連絡先：福井河川国道事務所 九頭竜川出張所 刈草無償配布担当

〒910-0039

福井県福井市三ツ屋町10-9-2

電話：0776-22-2578 FAX 0776-22-6801

### 【配布期間】

・平成29年7月18日（火）～平成29年7月28日（金）

・時間：平日9時～16時

・配布日時：上記の期間の中で、打合せの上決定します。

### 【配布場所】

坂井市三国町川崎地先（新保橋）～坂井市春江町布施田新地先及び福井市二日市町地先～福井市山室地先、福井市高屋町地先（高屋橋）の**九頭竜川河川敷（右岸）**

坂井市三国町横越地先～福井市小尉町地先（布施田橋）及び福井市岸水町地先（天管生橋）～福井市南檜原町地先の**九頭竜川河川敷（左岸）**

無償配布用 刈草（ロール）写真



ロールにした状態



ラッピングした状態

別紙一1

申込先：九頭竜川出張所 FAX：0776-22-6801

受付番号：\_\_\_\_\_

### 九頭竜川下流刈草 受取申込書

申込年月日	平成29年 月 日
氏名	
住所	
電話番号(携帯電話)※1	
FAX番号・E-Mail※1	
連絡できる時間帯	
受取希望日時	〈記入例〉7月18日～21日

●アンケート欄(今後の参考とするのでご協力お願いします。)●

使用目的は？	(「飼料用」「防草材」「敷藁」「堆肥用」など具体的な用途を教えてください。)
提供に関する情報について教えてください。	(今回の無償配布情報はどのように知りましたか？)
	(希望する量や欲しい時期、提供方法に関するご要望など)
今後このような取組があれば・・・ (いずれかに○)	必ず申し込む ・ たぶん申し込む ・ 申し込まない

※1 配布日時、場所、方法等についての打合せのため、連絡が取れる方法を記入して下さい。(最低1つ記入)

【個人情報の取り扱いについて】

送付頂いた情報は、刈草の無償配布の目的にのみ利用します。その他の用途に利用することはありません。

～注意事項～

- ・提供は先着順とし、申込者全ての皆様にご希望の受け取り量をお渡しすることが出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(予定数量がなくなり次第終了します。)
- ・受渡は再利用による有効活用を目的としており、営利目的の転売は禁止します。
- ・刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮してください。
- ・提供後の返却には応じることが出来ません。持ち帰った刈草は不法投棄せず、責任を持って処理して下さい。
- ・積込・運搬時の事故等については、国土交通省は一切責任を持ちません。特にバラでの運搬時に道路上に刈草が落ちないように細心の注意を払うとともに、万が道路上に落とした場合は、申込者が責任を持って処理して下さい。
- ・その他案内に書いてある事項の他、出張所の担当者の指示に従っていただきます。

以上のことをご確認の上、署名捺印をして下さい。

申し込み／問い合わせ先：九頭竜川出張所(平日9:00～16:00)

TEL:0776-22-2578 FAX:0776-22-6801

署名(捺印)： \_\_\_\_\_ 印

出張所使用欄	配布予定：平成29年 月 日 ～ 月 日
--------	----------------------